

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年11月定例会  
(2025年)

## 建設環境常任委員会記録

12月8日（月）  
12月11日（木）

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年11月定例会  
(2025年)

# 建設環境常任委員会記録

会議日 12月8日（月）

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和7年（2025年）12月8日（月）

開会 午後4時5分 散会 午後4時6分

○場 所

第4委員会室

○出席委員

委 員 長	高 村 将 敏	副 委 員 長	久 保 直 子
委 員	石 川 勝	委 員	川 田 尚
委 員	浜 川 剛	委 員	竹 村 博 之
委 員	白 石 透	委 員	井 口 直 美

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

[環境部]

部 長 道 澤 宏 行

[土木部]

部 長 真 壁 賢 治

○議会事務局出席職員

主 査	奥 野 太 一	主 任	角 田 詩 織
主 任	西 村 雄 貴		

○付議事件

議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について

議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(署名又は押印) 委員長

---

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午後4時5分 開会)

○高村将敏委員長 ただいまから、建設環境常任委員

会を開会し、本日の会議を開きます。

---



○高村将敏委員長 初めに、本委員会に付託されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位（案）のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように進めるにします。

これより議事に入ります。

---



○高村将敏委員長 議案第90号、議案第91号、議案第115号及び議案第100号を一括議題とします。

初めに、ただいま議題となっております各議案の提案説明については、省略することにしましても御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにします。

（発言なし）

---



○高村将敏委員長 なければ、以上で本日の委員会を閉じたいと存じます。

次回は、12月11日（木曜日）午前10時に再開しますので、よろしくお願いします。

本日は、これにて散会します。

（午後4時6分 散会）

# 建設環境常任委員会審査順位（案）

令和7年11月定例会  
(2025年)

## 1 土木部関係

- (1) 議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について

## 2 環境部関係

- 議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年11月定例会  
(2025年)

# 建設環境常任委員会記録

会議日 12月11日（木）

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和7年（2025年）12月11日（木）

開会 午前10時 閉会 午後1時10分

○場 所

第4委員会室

○出席委員

委 員 長	高 村 将 敏	副 委 員 長	久 保 直 子
委 員	石 川 勝	委 員	川 田 尚
委 員	浜 川 剛	委 員	竹 村 博 之
委 員	白 石 透	委 員	井 口 直 美

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

[環境部]

部 長	道 澤 宏 行	環境政策室主幹	篠 田 直 宏
-----	---------	---------	---------

[土木部]

部 長	真 壁 賢 治	道 路 室 長	染 川 敬 市
公園みどり室長	横 井 亨	道路室参事	石 坪 高 典
公園みどり室参事	小 原 達 男	公園みどり室参事	陣 門 泰 輔
道路室主幹	奥 野 純	公園みどり室主幹	内 田 博 也
公園みどり室主幹	川 本 賢 治	道路室主査	藤 本 有 希
公園みどり室主査	白 井 洋 平	公園みどり室係員	中 平 智 也

○議会事務局出席職員

主 査	奥 野 太 一	主 任	角 田 詩 織
主 任	西 村 雄 貴		

○付議事件

議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

て

議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について

議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

(署名又は押印) 委員長

---

(午前10時 開会)

○高村将敏委員長 ただいまから、建設環境常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。  
これより議事に入ります。

○高村将敏委員長 議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 川田でございます。よろしくお願

いいたします。

まず、お聞かせいただきたいところが、議案参考資料のほうの21ページで、対照表をおつけしてもらっているんですけど、その中の改正案の中で、第5条、既納の占用料は還付しないと明記されているんですけど、これは従前はどういう状態だったんでしょうか。還付していたのでしょうか、お聞かせください。

○奥野 純道路室主幹 現在も既に納められている占用料は還付しておりませんが、還付していない旨を明確にするために追加するものです。

○川田 尚委員 これ、還付しないと記載することになったのは、これは法律上のものなのか、吹田市独自での判断なのか教えてください。

○石坪高典道路室参事 占用許可というのがですね、道路を排他的使用することの許可の行政サービスになりますので、その対価として支払われる占用料ですけども、もう許可された時点ですね、行政サービスが提供されたとみなされるということでですね、途中で占用をやめたとしても原則として返還しないということで、全ては把握しておりませんけども、一般的にはそういう形でされてると思います。

○川田 尚委員 実はお聞きしたのは、これはいわゆるその法律が変わった、法律により還付の明記をしたほうがいいから、今回明記するようにしたのか、そうではなくて、吹田市としての考え方として明記するようにしたのかということをお聞かせいただきたいんですが、改めてお願いします。

○奥野 純道路室主幹 こちら、法律の改正ということではなくて、吹田市独自の考えといったしまして規定

させていただいております。

○川田 尚委員 それではですね、同じく参考資料の中で27ページからの部分でお聞かせいただきたいと思います。

この改正の理由を読ませていただきますと、令和5年4月施行の条例改正からですね、吹田市独自の土地の実勢価格に対応と書かれているんですけど、これは書かれてる北摂7市の中では、吹田市が一番最初にそういう独自の対応をするというふうになつたんでしょうか、お聞かせください。

○奥野 純道路室主幹 本市の道路占用料は令和4年までは北摂7市、豊中市、茨木市、高槻市、箕面市、池田市、摂津市と同額の単価でしたが、令和5年4月1日施行の吹田市道路占用料徴収条例の改正で、吹田市独自の土地の実勢価格に対応する改正を行いました。

こちらに関しましては吹田市がその中では初めてでありまして、北摂7市においては豊中市が令和6年4月、箕面市が令和7年4月に改正しております、池田市に関しては令和8年の4月に改正予定となっております。

○川田 尚委員 もちろん柔軟にこういった対応をね、吹田市が独自でしていただけるということは非常によいことかなと思っておりますので、そういう観点で、引き続きこれに限らず、横並びというのも大事ですけどね、独自の判断という部分も重視していくいただければと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

続いてですね、同じく27ページなんんですけど、改正の理由の中の下から2行目ですね、自動運行補助施設の追加、これは法の改正に伴うことかと思うんですが、この自動運行補助施設という部分、今現在、本市には存在するものなのでしょうか、お聞かせください。

○藤本有希道路室主査 現在、吹田市においては自動運行補助施設はございません。

○川田 尚委員 自動運行補助施設とは、分かりやすく説明すると、どのようなものを指すのでしょうか、お聞かせください。

○奥野 純道路室主幹 自動運行補助施設とは電子・

磁気的方針により自動運行装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するための施設のことであり、具体的には電磁誘導線や電磁マーカーなどのことで、自動運転を補助する役割を果たすためのものとなっております。

○川田 尚委員 具体例でいうと、合ってたら合ってたで教えていただきたいんですけど、ゴルフ場等のカートですね、そのような部分と似たようなものだと理解してよろしいんでしょうか。

○奥野 純道路室主幹 同様の装置もございます。

○川田 尚委員 それでは、同じく参考資料で31ページになるんですけど、(2)の中の②ですね、使用料率、これが今回改正という部分で大きく変わるのがかなとは理解しているんですけど、改正前と改正後で使用料率が減少していると思うんですが、昨今の流れでいきますと、上昇するんであれば、そういうもののなかなという部分も理解できるんですけど、減少しています。この辺り、どういった理解をしたらよろしいんでしょうか。お聞かせください。

○奥野 純道路室主幹 こちらに関しましては、今回の使用料率は令和3年度の国土交通省の使用料率調査により決められておりますので、コロナ禍などの社会情勢を加味していると推察されます。

○川田 尚委員 承知いたしました。

それでは参考資料の中で32ページですが、改正による道路占用料の推移が示されてあるんですが、金額でいきますと、令和6年度の実績ベースでいくと5億円ほどと、今後6億円が続くという推移を示していただいているんですけど、この金額というのはこれはどういった収入になるんでしょうか。また、その収入は土木部で使えるものの金額になるんでしょうか。そういう部分、予算的な部分も含めて教えていただきたいと思います。

○奥野 純道路室主幹 占用料に関しましては一般会計の歳入でありますので、道路室独自の特定財源の歳入ではございません。

○川田 尚委員 一旦、私のほうからは止めておきます。

○白石 透委員 少しだけ。これ、以前にも何かの場面で聞いたことあるんですけど、例えば、郵便ポス

トとかを想定しているんですけど、府道と市道と、当然違ってくると思うんですけども、市同士も違うんでしょうけど。たしか府道のほうが安かったという頭の中でイメージがあるんですけど、その辺、具体的に今分かるんですかね。

○奥野 純道路室主幹 府道のほうが単価に関しては安くなっています。

○白石 透委員 やっぱりそうなんですね。例えばね、府道と市道の交差点があるじゃないですか。そこに何か設置、占用して建てるときはどういうふうにするんですか。

○奥野 純道路室主幹 その際に関しましては、基本的には境界で、もしくは管理協定等でそれぞれ明確になっておりますので、それぞれの所管するところが占用料を徴収するという形になっております。

○白石 透委員 なるほど、分かりました。一番いいのはこういうちょっと入ったところに民間のね、マンションの敷地があって、そこに設置したら一番いいんですね、場所を1m離れるか離れんか、結果的にそういうことですよね。もし、無償で貸してくれるなら、そういうふうになりますよね。

○奥野 純道路室主幹 おっしゃるとおり、道路以外であれば、占用料徴収はいたしませんので、おっしゃるとおりでございます。

○白石 透委員 頭の中整理できました。ありがとうございます。

○浜川 剛委員 よろしくお願ひします。

簡単に確認だけになるんですけども、先ほど川田委員からも聞かれてましたけど、還付規定みたいなのが今回つけられると。これはここでですね、市長が特別の理由があると認めるときには、還付ができる。これって、何か過去にこういうことがあったので、こういう規定をつくったとか、何かイメージしているものってあるんですか、特別な事情みたいな場合の。

○奥野 累積道路室主幹 特に具体的な事例という的是ございませんが、そもそも道路ではなかった等のことは想定されるかと思われます。

○浜川 剛委員 分かりました。そうですね、そしたら今まで別にこういうことがなかったってことな

のかなとか思うんで、でも、今回一応つくっておいたほうがいいということなんですか。今までのタイミングでどっかでつくれたのかなとか思うんですけど、もうそれは今回、このほかの改定もあるので、このタイミングで一緒に規定を入れてしまおうということでおいいんですかね。そういう判断ですかね。

○奥野 純道路室主幹 そのとおりでございます。

○浜川 剛委員 分かりました。

一旦、置いておきます。

○井口直美委員 はい、お願ひします。

先ほど川田委員が言ってたんですけれども、吹田市は北摂7市の中で一番初めに独自で道路占用料の徴収の規定をつくったということだったんですが、そもそも独自での算定に至ったという理由を教えてください。

○藤本有希道路室主査 平成10年の占用料の改正以来、長期間にわたり占用料改正を実施していなかった経緯がありますが、当時、北摂7市は同額占用料としていましたが、全域市街化区域かつ土地評価額が高い本市においては、北摂7市の平均単価では実態の価格と乖離していたことから、現行の実情に即した占用料体系とすべきと判断したため、国の道路占用料改定のポイントを基に、令和4年に単独の占用料へ改正したものです。

○井口直美委員 ということは、他市さんよりも高い占用料になってるということでよろしいでしょうか。

○藤本有希道路室主査 北摂7市の中では、吹田市と豊中市が同程度、一番高い値になっております。

○井口直美委員 参考資料27ページの改正の内容で、令和4年度から令和8年度までの金額を記載していただいているんですが、これを見たら、令和4年度から令和7年度までどんどん上がっていると。これは経過措置、急に上がるんじゃなくて、経過措置で上げてきたというふうに思うんですが、27ページから29ページなんですが、これから先というのは、どのように改定をしていくこうとしているのか、何か改定のポイントとか、どういうことがあったら改定をするとかというようなことが決まっていたら教えてください。

○藤本有希道路室主査 土地評価額の見直しが3年ご

とに予定されておりますので、それに基づき見直しを検討していくこととしております。

○井口直美委員 ということは、一応3年ごとで見直しをしていくというふうに考えていらっしゃるんでしょうか。

○奥野 純道路室主幹 おおむね3年ごとの土地評価額の変更に伴い見直しを考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、国のチェックポイントもしくは法改正、そのようなものがございましたら、内容を踏まえて適宜見直しを行い、必要であれば改正を行う予定としております。

○井口直美委員 令和4年度から令和8年度は倍ぐらいになっている金額もあります。徐々に上がってきているんですが、道路占用料というのは毎年、納入期限が4月末ということだと思うんですが、これって急に上がったということで、滞納とか不納欠損とか、そういうふうなことになってるという状況がもしあ分かりだったら教えてください。ちゃんと支払われてるんですか。

○奥野 純道路室主幹 事前に周知をしていることも含めて、特に未納、滞納等はございません。

○井口直美委員 ということは令和4年から結構倍になってるところもありますし、安いのか高いのか、ほかに比べたら高いということでしょうけど、ちゃんと支払っていただけてるということですね。分かりました。

これには減免とかあるんですか。何かで減免しているとかあるんですか。

○奥野 純道路室主幹 減免に関してはございまして、公共的なもの、もしくはそれに準じるものに関しては減免措置の対象となっております。

○井口直美委員 具体的に例を挙げて教えていただけますか。

○奥野 純道路室主幹 吹田市道路占用料の減額または免除に関して、国、府、市等が行う事業、例えば、下水、水道、消防、警察等または公共的な団体の非営利事業、自治体看板、地域のお祭り、農業用の施設、さらにユーティリティ事業の各戸引込み、バス・タクシー停留所、商店街等のアーケード、ベンチ、上屋等が該当となっております。

○井口直美委員 最後の質問になるんですけど、道路法の32条の1項の1号の物件には、フラワーボックスとかベンチとかくず籠というのが対象になるというので間違いないですか。

○染川敬市道路室長 委員おっしゃるとおり、そのものは減免対象になっております。

○井口直美委員 これ、減免になってるんですか。

○染川敬市道路室長 減免対象になっております。

○井口直美委員 これってフラワーボックスとかベンチ、ベンチはバスとかそういうことなのかなと思うんですけど、くず籠とか調べたらそんなところまで入ってると思うんですけど、これって、普通、民間でお店で出しているとかということもあるかもしれないんですけど、そういうところというのは減免になってないですよね。

○奥野 純道路室主幹 フラワーボックス、くず籠等に関しましては吹田市に関してはございません。また、商業用の利用等で設置する場合に関しましては、基本的には減免措置の対象となりません。

○井口直美委員 これって、道に面しているところのお店とかって、勝手に出したりするということは絶対にないですか。そういうときってどういうふうに取締りをして、どういうふうに指導しているのか教えてください。そして、またどういうふうなときには、占用料として徴収する手続をしているのかというようなところを教えてほしいです。

○奥野 純道路室主幹 基本的にはそちらに関しましては不法占用という形になろうかと思いますので、こちらのほうで指導いたしまして、撤去していただくことになろうかと思います。

○井口直美委員 景観もありますし、道路の不法占拠というのを許してたら、どんどん広がっていってよくないので、その辺はよく指導のほうをよろしくお願ひします。

質問を終わります。

○竹村博之委員 これまでの委員さんのほうからの質問で、大体分かって、私も質問しようか思つたこともありましたけど、割愛をして、要は、3年ごとに土地の評価額が変わると。国の使用料率というんですか、それが変わるということで、それを加味して

それぞれ上げたり下げる、そういうことですね。今回の資料を見ますと、上がってるものもあるし、下がってるものもあるということなんですが、そのところは、土地の評価が、これはまあ吹田市全体で上がるかなと思うんですけど、国の使用料率の変更によって上がったり下がったり、そういうふうに理解してよろしいですか。

○藤本有希道路室主査 委員おっしゃっていただいているとおり、土地の評価額は上がっているものの、令和4年12月改訂の国の道路占用料改定のポイントの使用料率が下がっているため、基本的には微減となっております。

微増の要因といたしましては、先ほど言ってました激変緩和にて、令和7年時点で本来の価格まで到達していなかった占用料が微増となっております。

○竹村博之委員 分かりました。激変緩和も含めてということですね。

これ、電柱とか電話柱とかいろいろあって、ある意味営利企業の関係のことがあるんで、占用料を頂くのは当然かなと思うんですけど、例えば、公衆電話もありますよね。公衆電話のこの占用料も僅かで上がってるんですよね。それで、実際今スマート、携帯電話が普及して、公衆電話、いわゆる電話ボックスですか、これのことだと思うんですけど、それが減りますよね。激減して、なかなかあるところが少なくなってるんですけど。とはいって、やっぱり災害等いろんなことでね、いろんな予想できないことがあったときに、あの公衆電話というのはね、やっぱり一定残しておく必要があるのかなというのを思つたりしてるんですけど、これはむしろ公衆電話の占用料なんかはね、上げないほうがいいかなという。むしろ維持するとか、減らすのを含めて、その辺はどう考えたらいいんですかね。そんなんはあんまり関係ないですかね。

○染川敬市道路室長 あくまで道路占用料というものになりますので、道路というのはやはり交通目的に使うべきであって、こういうその他の施設に関してそこを使われるんであれば、やはりほかのものと同様に占用料は賦課していくべきだと考えております。

○竹村博之委員 その辺は私の考えですけど、むしろきっちりと維持していただくようなことも必要かなというのは、日頃、まち中を見て思ったりしてます。

それから、この参考資料の占用料の現行と改正ということで、ずっと先ほどから上がったり下がったりというのを聞いてましたけど、電柱とか電話柱というのは分かるんですけど、その他の柱類というのは具体的にどういったものが想定されるんですか。

○藤本有希道路室主査 具体的には消火栓標識柱や信号柱などがございます。

○竹村博之委員 信号柱、いわゆる交差点の信号柱ということですか。それも占用料を頂くんですか。さっきほかの委員さんの中で、下水とか水道とか警察関係とかね、その辺は減免ということでいわれてたと思うんですけど、これとの関係はどうなるんですか。

○奥野 純道路室主幹 委員おっしゃるように、こちらに関しましては減免対象となっておりますので、金額は頂いておりません。

○竹村博之委員 その他の柱類というのは、信号機やけど占用料としては設けてるとそういうことですか。

○奥野 純道路室主幹 基本的にはまず金額がありまして、そこから減免対象があるかというところになりますので、基本的には信号、消火栓等に関してがほぼ主なものになっておりますので、占用料の徴収は行っておりません。

○竹村博之委員 分かりました。吹田にはまだそういうものはないけども、料金の設定とかね、あるいは設定をしたけどそういう公共的なものは減免すると、そういうことですよね。

あと、もう一つですね、ちょっと細かいんですけど、アーチというのがありましたね。このアーチというのは、車道を横断するものを除くとかいう規定があるんですけど、具体的にどういうものなのか教えてください。

○奥野 純道路室主幹 アーチ、車道を横断するものを除くというものに関しましては、基本的には商店街のアーケード等に付随するようなものを想定しております。

○竹村博之委員 商店街のアーケードも占用料として

は頂いていると、そういうことでよろしいですか。

○奥野 純道路室主幹 商店街のアーケードに関しましても減免措置対象となっております。

○竹村博之委員 分かりました。ある意味公共的な施設かなと思うんで、減免があるということで、それいいことだと思います。

それから、最後ですけど、この占用料を規定しているんですけど、これは1年分の金額をここに規定しているというふうに理解していいんですか。

○奥野 純道路室主幹 内容によりまして年間であったり、月ごとで徴収するものがございます。

○竹村博之委員 はい、分かりました。

それとですね、ちょっと気になったのが、さっき郵便ポストの話ありました。これも減免の対象になってるんですよね。

○奥野 純道路室主幹 郵便ポストに関しましては減免対象とはなっておりません。

○竹村博之委員 どっちかなと思いながら聞いたんですけど、これ何で減免って、郵便ポストですから、どなたも使うような、ある意味公共的なものかなってちょっと理解はしているんですけど、それはそういうふうな規定にはなってないんですね。そういう公共的なものかなって僕は思ってたんですけど、それを御説明いただけますか。

○奥野 純道路室主幹 ガスや電気に関しましても公共のものにはなりますが、占用料は徴収しておりますので、同様の考え方と思っております。

○竹村博之委員 最後ですけど、郵便事業も民間というかね、株式会社というかそういうふうになってますんで、一定利益を求めての事業をやられてるんですが、以前は公社というかね、そうだったときもあると思うんですよね、郵便事業というのはね。それはもう関係なしに、以前から占用料は頂いているということで理解してよろしいですか。やっぱり国の法律にのっとって、当然ながら郵便事業をやってたでしょ、今も当然やっておられると思うんですけど、その点はどういうふうに理解していいですか。

○奥野 純道路室主幹 恐らく、その当時は国の事業として郵政やっておったかと思いますので、減免措置対象となっていたかと思われます。

○竹村博之委員 それは確かなんですね。以前は減免対象だったけど、今はそうでないという。

○染川敬市道路室長 申し訳ございません、減免規則として明記されましたのが平成16年からになりますので、その規定が昭和の時代に想定されていたかというのではなくお答えすることはできないかと思いますが、考え方としては国の事業に対しては、減免、もしくはもう賦課しないというのが通例ではなかろうかというふうに考えます。

○竹村博之委員 分かりました。

○久保直子副委員長 よろしくお願ひします。先ほど占用料の徴収について、未納、滞納はないということだったんですけれども、申請から納付、そして退去されるという流れの中で、どのように手続が進んでいくのかお聞かせ願います。

○藤本有希道路室主査 足場などの一時的な占用に関しましては、道路申請があった際に道路占用料の納付をしていただいておりまして、許可をしているという状態です。

○久保直子副委員長 申請をしたというところが始まりであるとするならば、その申請がまずない時点での納付というか、そのチェックが漏れ落ちてしまう場合もあるんじゃないかなというふうにちょっと懸念したんですけども、申請していないということがないようなチェック体制ってどのように取られてるんでしょうか。

○奥野 純道路室主幹 占用許可申請に関しましては占用許可をまず申請していただきまして、その後、道路使用許可を取っていただいた上で、道路占用許可を下ろすという手續になっております。その中で、その間に占用料を納付していただくという形になっておりまして、その際、許可に関しましては1か月単位もしくは1年単位という形になっておりますので、納付をその時点で納めていただいてチェックをしているという形になります。

○真壁賢治土木部長 補足をさせていただきますと、占用する場合って、大半が工事が伴うと思います。先ほど担当が説明した道路使用というのは、その工事をするための許可になりますので、その許可をせずに勝手に工事をしているということになりますと、

当然ながら我々としてもそれを規制というか、警告しにいくことになろうかと思いますので、そういう形でチェック体制を取れているかなというふうに思っています。簡単に言いますと、占用許可と使用許可と工事の許可を併せて出しますので、占用料をちゃんと手続ないと工事もできないよというふうな形を取っているということでございます。

○久保直子副委員長 補足説明ありがとうございます。公平性の担保のためにも、今後もチェック体制もしっかりしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○高村将敏委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第90号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第90号を採決します。

議案第90号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり承認されました。

---

○高村将敏委員長 次に、議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 よろしくお願ひいたします。今回の都市公園条例改正、これは先ほどの道路占用料に合わせてということであります。これは吹田市だけではなく、他市も同じような流れだと考えてよろしかったでしょうか。

○内田博也公園みどり室主幹 公園みどり室としましては、道路占用料、先ほどの議案第90号に合わせて改正するものでありますので、他市との比較というところはしておりません。

○川田 尚委員 ということは、例えば、豊中市であるだとか、隣接の摂津市という部分は、また独自の考え方があるということでおろしかったでしょうか。

○横井 亨公園みどり室長 確かに占用料については、うちについては道路の占用料を準用していることから、他市のこととは確かに調査等はしてないんですけども、基本的にはどこの市町村も公園に関しては道路占用料を準用しているものだとは思っております。道路みたいに国からの3年ごとに見直しが基本的には公園には下りてきませんので、どこの市町村も公園で独自に占用料を計算するってことは基本できないと思いますので、同じ準用をしてはると思っております。

○白石 透委員 ちょっと意地悪な質問になるかもしれないんですけど、吹田って大きな公園があります、幾つも。その公園が通勤路、通学路になっているようなところがあるんです。そこを例えれば、吹田の市の方から公園はちょっとここ暗いから明るくしてくれは分かるんやけど、例えば通学路としている方もいてて、ここ通るとき怖いからという要望も、私は具体的に聞いたことないんですけど、そういうことがあり得るかもしれない。その事実上の公園の使われ方みたいな、基本的な考え方みたいなのはあるんですか。

○横井 亨公園みどり室長 公園の沿道につきましては、基本、通学、通勤等に使われることについて使ってはいけないということは決してないんですけども、照度だとかそういうのについては確かに道路の歩道に比べると、同じ程度の基準が保てるかといえば、基準は多分違うと思います。また、道路と違つて植栽も多いですし、道路と比べてどちらが安全かと言われれば、道路のほうが確かに安全やとは思われます。ただ、交通の考え方からだけでいければ、公園の中に車両が、自転車とかは走ることありますけども、車が通らないので、そういう意味では安全なところもあるかとは思います。

あとはその公園の利用者が通勤、通学にかかわらず、公園利用者として沿路を歩くときの安全性については確保できるような形で管理はしたいと思っております。

○白石 透委員 いろいろ複雑な話、複雑と事実上、私は現地にいるから、例えば全く吹田の人は使わないところが、ある方の近道になるから使われている、そういう場所もありまして、そういう場合ちょっとね、要望とかも道路に関して聞いたことないですけど、公園の使用方法なんかには聞いたことあるんですよ、過去にね。ちょっとその辺確認したかったです。これはもうね、どこに住んでるって関係ないと私は思ってるんですけど、基本的な考え方をお聞きしましたんで、分かりました。

○浜川 剛委員 1点だけお聞きしたいんですけども、90号のときにお聞きしたのと同じで、この参考資料だけでは分からないので確認だけしたいんですけど、還付規定は今あるんですかね。

○内田博也公園みどり室主幹 吹田市都市公園条例の中にも還付規定の内容は記載しております。

○浜川 �剛委員 せっかくあるので、市長が認めたときの還付みたいなことは過去に何かあるんですか。それにのっとって還付した事実があったら、具体例を教えてもらいたいと思います。

○横井 亨公園みどり室長 還付の規定は過去から都市公園条例についてはあったんですけども、実際の例としてはありません。

○井口直美委員 道路のときもちょっとお伺いしたんですけど、今回、公園占用料の改正が令和8年度からというふうなことで金額規定されますけども、改正の時期というのは、道路では3年ごとに一応見直すというふうな答弁いただいたんですが、公園のほうでも道路と同じタイミングでそのような条件で考えているのかどうかというとこを教えてください。

○内田博也公園みどり室主幹 公園占用料につきましては、道路占用料と同様の性質のものであるため、以前から道路占用料に準じて金額を定めております。前回も令和5年4月の道路占用料の改正に合わせて改正を行っておりますので、今回も道路占用料の改正に合わせて、公園占用料の改正を行うものでございます。

○井口直美委員 参考資料の36ページに、都市公園法第7条の2項に規定する社会福祉施設の金額が書いてあるんですが、吹田市の公園の中に社会福祉施設、

保育園とか幼稚園とかも入るのかなと思うんですけど、それはあるんですか。あつたら、どんなものがあるか教えてください。

○内田博也公園みどり室主幹 御質問の社会福祉施設というものの定義の中には保育所、老人福祉センター、障がい者福祉センターなどがありまして、この今回の社会福祉施設の中でいきますと、吹田市高野台にあります高野公園の中の保育所が1件該当しております。

○井口直美委員 分かりました。高野台の保育所が1件あると。ということは、この金額掛ける平米数を毎月払っていただいているということですね。

○内田博也公園みどり室主幹 この社会福祉施設が始まった当時、平成29年、30年、待機児童の問題もありまして、国の指導の下、国家戦略特別区域法の中で誘致した形になっております。料金につきましては、児童部と保育園事業者との間に協定書がありますので、その協定書に基づいて占用料というところが設定されておりまして、その占用料につきましては、我々公園みどり室、保育幼稚園室との情報共有を図りながら、金額を確認しております。

○井口直美委員 ということは減免にはなってない。ちゃんともらってるということでおよろしいですか。

○内田博也公園みどり室主幹 委員おっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 あと、最後なんですけど、今、Park-PFIで公園の整備しているかと思うんですが、これに関しては、その公園占用料の料金というのはかかるのか、どういうところをかけてるのか、そこだけ教えてください。

○陣門泰輔公園みどり室参事 Park-PFIという制度で、収益を上げていただいて、それを公園に還元するという制度なんですけれども、一応建てれる施設については、公園施設という位置づけ、都市公園法で位置づけられてますので、それについては設置許可という制度で運用のほうをさせていただいて、占用とは別の形になります。

○井口直美委員 ということは、公園に必要なものの設置許可というふうなところで建ててもらって、それに関しては占用料というのは取っていないということ

でよろしいですね。

○陣門泰輔公園みどり室参事 占用料としては取っておりませんが、設置許可の使用料という形で頂いております。

○井口直美委員 設置許可のときに使用料というのがまた別に発生しているということなんですね。

○陣門泰輔公園みどり室参事 委員おっしゃるとおりでございます。

○横井 亨公園みどり室長 先ほどの高野公園の保育園の件で減免がないって発言させていただいたんですけども、修正をお願いしたいです。

高野公園の保育園の占用料につきましては、特区に基づいて始まったんですけども、許可としては公園条例に基づいて占用の許可をしています。

金額については保育幼稚園室と保育園との間で覚書等がありますので、その中で減免等の規定があります。

だから、市の政策として誘致した保育園であるので、前回の3年前もそうだったんですけども、それによってどんどんと占用料が上がっていくという形にならないように、児童部とも協議した中で、据置きの形で児童部で占用料を決めていただいて、それを公園で執行しているという形になっていますので、減免はされているという状況になっています。

○高村将敏委員長 ただいま理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○井口直美委員 ということは高野台の保育園のほうは30年ということですよね。期間があって、その期間一応固定。上がるんじゃなくて、保育園との協定があるから、その金額をずっと同じように払っているということですか。

○真壁賢治土木部長 少し政策的なことになりますので、御答弁させていただきますと、今現時点では、委員おっしゃるとおり、協定に基づいてお金を頂いています。もともと保育園を公園に造れるのが国の特区制度しかできなかったという時代に、待機児童解消に向けて急遽造った保育園ですので、そのときのルールに基づいて有償で頂いております。

ただし、今現在ですね、市が保育所を誘致するに

当たって、公共用地については減免をできる。無償も含めてですね、この待機児童対策として保育所を誘致して行うには、公共用地について基本的にはもうお金はもらわないとか、減免していこうという方向性を市のほうでも、それ以降ですね、設定をしております。政策決定をしておりますので、少し時代がずれています。

保育のほうからも、その高野公園の保育所については今のほかの保育所がそのようになっているので、今後、協議をしてくださいねというようなお話をいただいてますので、この先どうなるかというと、この先もずっと頂きますということにはなるかどうかって分からぬのが今の状況です。

ほかとのバランスというのから考えると、何らかの動きがあるかもしれないなというふうに我々は思ってますけども、現時点では協定に基づいて頂くというのが本来の姿ですので、今答弁するとすると、引き続きこのまま頂いていきますということになる。ただ、この先については分からぬというのが答えかなというふうに思います。

○横井 亨公園みどり室長 すみません、少しだけ補足なんですけども、一応、公園の保育園の占用料につきましては、毎年、翌年度の占用料について幾らでという形のが児童部のほうから金額のほう、覚書で頂いてまして、それを占用料として課金しているという形の処理になっております。

○竹村博之委員 先ほど議論もありましたけど、公園でPark-PFIということですずっとやられてて、いわゆる商業施設というんですかね、便益施設というんですか、カフェとかレストランとかできますけど、あれは占用料じゃなくて、いわゆる設置許可のときに頂いているお金でやってると。それは法にのっとってるんじゃなくて、市の方針として、Park-PFIの事業者に便宜を図っていると、そういうふうなことで理解してよろしいんですか。どっちのほうがこの事業者がね、実入りがいいのかなと、その辺を、うがった見方ですけど、どうなのかなと思いまして。

○陣門泰輔公園みどり室参事 その設置許可につきましては、都市公園法に位置づけられているものです

ので、特にうちで独自で設定するものではございません。

○真壁賢治土木部長 補足をさせていただきますと、設置許可っていいますのは公園利用者が使うもの、例えば、カフェとかでもそうですけど、公園利用者が使うカフェとかの場合は設置許可という形を。ただ、例えば電柱とかを公園に建てる場合って、許可をするのは、それは公園利用者が使うものでないので、それは占用、その方の占用物として許可を出して電線が入ったり、そういう管が入ったりというものについては占用という形で頂いています。

都市公園法で、公園利用者が使うもので造っているものとしてカフェとかいうのは認められていますので、そういうものについては設置許可という形で、占用とは違う形でお金を頂いていると。どちらもお金を頂いているのは事実なんですね。許可の仕方が違うということでございます。

○竹村博之委員 ほな、占用料で頂いたほうがいいのか、設置許可で頂いたほうがいいのか、金額的にはどうなるんですか。

○陣門泰輔公園みどり室参事 カフェ、レストランというものは占用物件としては設定しておりませんので、比較はできないという形になります。

○竹村博之委員 これ探したけど、そういう類いがないなと思ったんで、今お聞きして分かりました。あと、駐車場なんかも入るんですね。

それで、また別ですけど、広芝公園で大阪ガスが大がかりな工事をして、一旦工事終わって、これからまた始まると思うんですけど、一定の時期が来たらね。もう公園のほとんどを占めてるというんですかね。あれは占用料としてもらってるんですか。

○内田博也公園みどり室主幹 委員おっしゃるように占用料として徴収しております。

○竹村博之委員 それはどこの、参考資料のどこですけど、どの分類の対象になるんですか。

○内田博也公園みどり室主幹 資料の中の項目にあります、令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場ということで占用料を徴収しております。

○竹村博之委員 結構です。

○高村将敏委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第91号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第91号を採決します。

議案第91号を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり承認されました。

---

○高村将敏委員長 次に、議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 よろしくお願ひします。

議案参考資料を読ませていただきますと、応募者がね、1者であったということあります。この1者という部分も現行の指定管理者が応募ということと理解しておりますが、この応募者が悪いというわけでは全くありません。はなみどのPR誌といなんですか、広報誌といなんですかね、非常に面白いなという部分ですね、私の周りからも、あれだけは欲しいという方もね、いるぐらいですんで非常にいのかなと思っているんですが、とはいえ、やっぱり1者だけというのは非常にですね、やっぱり競争という部分では寂しいなという部分あります。

そこで担当所管として、今後ですね、複数者に応募してもらえるような取組というのは何かなされているものなんでしょうか。教えてください。

○川本賢治公園みどり室主幹 担当部署としましてもやっぱり1者というのは寂しいので、応募者を増やす努力としましては、OSAKA施設紹介&公募予定ナビサイトとかですね、一応ポータルサイトなどとか、営業もかけておるんですけども、なかなか見

つからない状況で今後も検討していきたいなと思っております。

○川田 尚委員 ちょっと言いにくいことなんですけどね、担当所管として、なぜ1者だけなのかなという部分、自己分析って言い方が正しいか分からんんですけど、どのようにお考えでしょうか、教えてください。

○川本賢治公園みどり室主幹 現場説明会のほうにはもう1者来られました。お話を聞く中で、やはりこれはなみどというのが園芸相談とか、まちに出て行って緑を紹介するとか、それに加えてイベントもしていただきんで、結構難しいよねということも伺っております。あと、費用面、採算性も考えて今回は辞退されたとおっしゃっていますので、その辺も検討材料にしていきたいなと思っております。

○川田 尚委員 承知しました。特にね、これ以上聞くことは私はないんですけど、やっぱり今おっしゃっていた件、やはり実際の取組においてですね、複数者がより入りやすいような環境づくりという部分が一番大切なと思っていますので、先方のあることですかね、何とも言いにくいんですけど、できる限りその環境づくりだけはね、引き続き取り組んでいただきたいと思いますんで、要望をさせていただきます。

私からは以上です。

○浜川 剛委員 何点かお聞きしたいと思います。

参考資料の126ページですね、管理経費の提案額を記載いただいてますけども、今回、ほかの委員会のところの部分でいろんな指定管理とかが出てきていて、そういうのと比べていくと、この管理経費がですね、大体、基本的には増額していくんですね。ここだけが本当に同額、5年間全く同じ金額ってことなんんですけど、これは今後、今デフレからインフレになって、物がどんどん上がっていくとかということを考えると、同じことをしようとしても管理経費は上がると思うんですけど、ここ5年間変わらない理由って何か確認されてるんですかね。

○白井洋平公園みどり室主査 委託料につきましては、これまでの指定管理料についても賃金上昇分というのは考慮しておりません。なぜかと言いますと、こ

これまでの収支状況なんかを踏まえまして、特に傾斜をつけるような必要はないというふうに考えております。

一方で、今後ですね、事業者にとって想定以上の賃金上昇、物価高がもしございましたら、協議を行うということで協定を結ぶ形になっておりますので、そういうところで対応していきたいと考えております。

○浜川 剛委員 ということは、土木部としても今後、今までの収支も考えると、傾斜をつける必要はないということですけど、同じことをしていっても多分金額は変わってくると思うんですけど、そこは別に変わらないという感じで、同じことをしないんですね。その管理経費が変わらないってことはやることをどんどん縮小しないと、人件費も最低賃金もどんどん上がっていく中で、同じことを、今やってることを来年もしようとしたら、その分、実際に物を買うにしても、電気代一つでも上がってくると考えたら、上げるべきなのかなって私は思うんですけど、それはこれまでの収支を考えると、これでも結果的にここまで毎年使ってないので、多分大丈夫なんですというふうなことなのかなと思うんです。私の今の御答弁からの理解がおかしかったら、そこは訂正してもらっていいんですけど、もう一度教えてもらっていいですか。

○横井 亨公園みどり室長 土木部としましては、指定管理をいろんな公園でやってるんですけども、土木部の委託料の積算というのは基本、工事と近いような形で少しずつ積算して委託料というのは計算しているんです。その中で人件費とかも含めて、基本的には今現在のもので計算して、どちらかというと工事に近い形で上がった部分は、そのときにインフレスライドの対応をするというのが、土木部の工事に近い考え方としてはあるんですけども、決算委員会だとか、この間の委員会の中でも、基本的には工事はインフレスライドですけども、委託については別途でという答弁がいろんなところであったかと思います。基本的にはそういう形で、今後は研究をしていかないといけないとは思ってますし、積算方法についても、今までのその土木部の工事に合った積

算から何か違うものというのも、今後は研究をしていく必要があるとは思っております。

○浜川 剛委員 分かりました。インフレスライドがあるから、そのときにその対応できるということしていくと、それは土木部としての考えだと理解はするんですけど、市役所全体として、別の部ではきちんと物価スライドも考えて、年々増額の管理経費を出してきてている。その部局間のずれというのは、これはまた修正しようとかはあるんですか。

○真壁賢治土木部長 基本的にまず原則として、積算、簡単に言うと、積上げを計算しているのか、見積りを基にやっているのかという違いが大きいです。見積りを基にやっている場合は、その先の社会的割引率を一定考慮する形で年々上乗せをしているというやり方を、市全体として、全てではないが、大きな流れとしてはそういう考え方を持っております。

逆に、工事もそうですけども、一つ一つを積み上げて、この人は幾ら、例えば工事でいえば、普通作業員が幾らであるとか、監督だったら幾らであるとかという積上げをしているものに関しては、それはその積上げでそのときの金額をそのまま当てはめるということをやっていますので、その先の社会的割引率にはその時点では、物価上昇率というのを見込まないというのが原則的な考え方かというふうに考えています。

なので、工事の場合でしたらインフレスライドという形で、そこについていけないものについては後にそのスライドをさせていくという、積み上げたものが当時の計算と合わないものについてはやっていくと。担当から説明がありましたとおり、委託料に関しては、インフレスライドの適用というのは、はっきりとしたものはないんですけども、そうやって積み上げたもの、計算したものが実態と合わない場合というのは、当然ながらインフレスライド並みの検討というのは必要かなと。なので、トータル的には、要は積算なのか見積りなのかという違いで、見込んでいるかどうかという違いが生じているというふうに認識をしております。

○浜川 剛委員 違いというのは理解しました。

先ほどの川田委員からの質問の中で、2者が現地

説明会に来て、1者しか応募がなかったと。その理由の中で、いろんな独自事業もあったりとかなんとかの中で、採算性も考えてというのも一つありました。今回辞退されたところにもインフレスライドがあつて、後々はそこを見直すこともありますよということは説明されているんですかね。この指定管理者候補者は過去の経験からもそれがあるなと思って、今回のこの積算をしていく中での金額で出されてますけども、もう1団体はその経験がない中で、いやこれを、その物価高騰のことも考えて5年で割ったら、やっぱりどうしても5年後の最終1年間はこれぐらいになってくるから、しんどいなという判断をされたとしたら、何か持っているそもそもの条件が違うのかなと思うんですけど、そういう説明も今回辞退されたところにされてるんですかね。

○川本賢治公園みどり室主幹 現地説明会の時点で募集要項が公表されてますので、その点も説明させていただいております。

○井口直美委員 私も川田委員が言ったように、前回の5年前も2者が応募されて、1者が辞退をされた。今回2者は聞きに来てくれはったけど、1者だけが応募したという状況を見て、やっぱりほかからも応募していかないと比較評価もできないし、このまま5年後に募集しても、今のこの事業者しか手が挙がらないんだろうなと推測はしているんです。5年前も評価項目とかは同じですし、やっぱり辞退した理由というのは採算が取れない、イベントをしなあかんとかいろいろな内容が加味されてるんだろうなというふうに思うんです。先ほども努力しますって言ってますけど、評価はいろいろとこの事業に関してきてきたと思うんですけども、もう少しこういうふうに工夫したほうがよかったなというふうに思われるところと、これまでどういうふうに評価してきたのか教えてください。

○白井洋平公園みどり室主査 これまでの評価ということですけれども、施設のPR、市民の緑化意識の高揚ということを目的に、施設のPRがまず第一なんんですけども、はなみどPAPERといった広報誌の発行であるとか、インスタグラムとかSNSの発信でフォロワーを毎年伸ばしておりますとか、あと、

小さなマルシェ、つつ市というんですけども、あと、はなみどフェア等の開催から、市民や事業者から都市公園にてイベントを企画したいという相談が毎年増えております。

そういうところからの市民参画・協働の緑のまちづくりの促進につながったということで、一定の評価はしているところでございます。

○井口直美委員 評価をされていて、もうちょっとこういうことをしたらいいのになというふうに思っているところがあつたら教えてください。

○白井洋平公園みどり室主査 工夫のポイントというところで、今回の募集要項に反映したんすけれども、第三者モニタリングということで専門家の方々からの御意見であるとか、市民のニーズを踏まえまして、樹木に親しむとともに生物多様性の分野に着目した企画を立案することであることとか、あと市民ニーズの高いプランターによる園芸土の処理の仕方、こういったところの何か対策ができないかということでローメンテナンス花壇であるとか、土のリサイクル等に着目した花壇づくりを推奨する取組であるとか、こういったところを今回の募集要項では記載しております。

○井口直美委員 ということは、市もやっぱりこういうふうなところは改善してほしい、もうちょっと力を入れてほしいというところは、募集要項の中にはちゃんと入れて取り組んでたんですね。にもかかわらず1者しか応募がなかったということは、やっぱりもったいないなというふうに思います。

それで懸念されるんですけど、1者しかなかつたら、これを落とすことはできへんからとなって、審査員の方も緩めに採点したり、60点以上に点数をつけたりということはあってはいけないんですけど、なきにしもあらずというふうに思ってしまいます。メンバーを見たら、ちゃんとした方が評価してくださいってるので、そういうことはないかと思いますけど、もし点数が低かったら落とすということになりますよね。その辺はちゃんと評価してくださいっていうことは間違いないですよね。

○真壁賢治土木部長 1者応募に関して種々御意見を頂いてますので、総括的に答弁させていただきます

が、そもそもなぜ1者になったのかというのは、土木部として考えてますのは、非常に高いものを探しているというところが大きいというふうに思っています。このレベルで、この金額でやってくださいというふうな条件を出しているのは、私から見ても非常に厳しいなと思っている中で、よく御応募いただいたなというのが正直な感想でございます。逆に言うと、その時点で競争は発生しているのかなと。この条件を満たす業者はもう1者しかいないと、我々がそこで厳しい競争を既に生み出しているのかなというふうに認識をしております。

なので、複数の応募を見込むのであれば、もっと緩い、もうこの程度でいいよというふうにすれば、複数者から出るんですけども、そうすると、市民サービスが落ちるんじゃないかという懸念がありますので、今の基準を我々としては落としたくないというジレンマはあります。

委員から御質問のあった審査に関しては、私も審査会に一緒に入らせていただきましたけど、それでいいと、委員の皆さんからはもっと厳しい御意見を頂いて、まだ足りないと。プロポーザルでやってますので、事業者から御提案いただくわけですが、この提案だと、その要求水準としては、もっと頑張ってもらわないといけないよねという意見を頂くぐらい、委員の皆様にはすごく真面目に御審議をいただいたなというふうに思ってますし、求めるものも高いものだというふうに思っています。

私どもとしても、複数者でもちろんやっていただいて、さらにいい提案があればという思いは、委員の皆様と一緒にではございますけれども、ただ、今の要求水準を落としたくないという思いもございますので、その辺りは御理解いただけたらなというふうに思います。

○井口直美委員 部長の熱い思いで分かりました。

5年前も2者が説明を聞きに来てくれはったけど、結局1者で、今回も1者というので、もうちょっとないのという思いはやっぱりありましたんで、聞かせていただきましたけど、部長の言うレベルの高い市民サービスというような思いも分かりましたんで、今後ともどうかよろしくお願ひします。

○石川 勝委員 吹田党・参政党の石川です。

そもそも、この花とみどりの情報センターは少なくとも平成24年ぐらいからずっと同一業者で指定管理を担ってもらってるんかなと思うんですけど、それで間違いありませんか。いつからなのかということと、その経過とか理由を簡単に説明してください。

○白井洋平公園みどり室主査 施設の経過から申し上げますと、平成8年度に江坂で花とみどりの情報センターができました。そこから、平成25年度に指定管理者が始まりました。特定非営利法人の緑の蝶々に3年間指定管理をお願いしました。その後、平成28年度に株式会社日比谷アメニスさんを指定しまして、そこから現在に至るのが経過になってございます。

○石川 勝委員 分かりました。

当時、指定管理者制度導入以前、直営ですよね。そのときにですね、指摘されていたり、指定管理になつたらこうだみたいな指摘された課題というのは何だったんでしょうか。

○真壁賢治土木部長 すみません、長い職員があまりおりませんので、私のほうから御答弁させていただきますと、当時から言われていましたのは、当時の花とみどりの情報センターは花と緑の相談所、園芸相談コーナーに近いところがありました。職員のほうでも一定イベントといいますか、教室をやったり、クリスマスリースを作ろうとかそういうのもやってたんですけども、やはり市による直営で限界があるというところから、そういう民間の力を借りてやつていこうというところと、あと緑のシンクタンク機能というのをそこに持たそうという非常に大きな、今でもそうですけど壮大なことをやっていますので、そういう大きなものをやっていただけるのはやっぱり専門事業者じゃないとできないというところがあろうかというふうに認識をしてまして、その辺りが課題だったと思ってます。

○石川 勝委員 当時、私たちも青年会議所の中で、花開け広がれ花のまち吹田運動ということで、役所の職員と一緒にになって吹田を花でいっぱいにしようということを始めてですね、その流れではなみどについていろいろと議論をさせていただいて、いろ

んな思いがあって、指定管理になってどうなのかなと思ってましたけど、今部長の答弁もありましたように、やっぱり指定管理になってよかった部分はたくさんあるなというふうにまず実感しております。

それから、引き続き質問なんですけれども、令和3年度から6年度の管理運営状況の総合評価シートというのと、それと第三者モニタリングというのをやっておられますけれども、その結果、主な成果とか課題というのは、どのように認識しているかというのを、主なものだけお答えください。

○中平智也公園みどり室係員 令和3年度から7年度までの5年間にて、第三者モニタリングで得られた意見につきまして、やはり子育て世代にも情報センターを認知してもらうことに加え、親子とかでも参加しやすいイベントをということで意見をもらいまして、現指定管理者でも、親子で公園の中を散歩できるイベント等を行っているところでございます。

○石川 勝委員 そうですね、それがどのように反映されているのかということを聞こうと思って、今、親子のことを反映されているとか、主な特徴を挙げていただきましたけども、そういう形で第三者モニタリングも含めて、そういう意見がタイムリーに反映されているということで、ありがたいなと感じております。

この事業者が他の自治体とかの施設を指定管理で担っておられるのか。おられるのであれば、それにに対する評価の状況とかを教えてください。

○川本賢治公園みどり室主幹 この事業者につきましては、兵庫県の尼崎市の運動公園とかですね、兵庫県の甲山森林公園の指定管理者もやられてます。吹田市でいうと健都レールサイド公園もやっていただいておりまして、樹木等に詳しいこともあります、健都レールサイド公園では、迅速な動きをしていただいて、非常に助かっている状況になっております。

○石川 勝委員 では視点を変えて、この近年は応募事業者が1者で続いているわけですけども、複数団体がエントリーされて競争された時期というのはあるんでしたか。

○小原達男公園みどり室参事 平成28年頃になろうかと思いますけれども、日比谷アメニス以外の団体1

者と応募が2者になったときが1度ございます。

○石川 勝委員 分かりました。

もう本当に極めて特異なところで受けていただいているということも認識をしたわけでございますけれども、もう一度視点を変えますと、花とみどりの情報センターの設置目的は、市民参画とか協働による緑のまちづくりということでやってきたかと思うんですけど、そのためには地域団体との連携とかボランティアの育成とか、そういうことが重要だと思います。選定に当たって、その比重というのはどの程度置いているのかということを御説明いただきたいと思います。

○白井洋平公園みどり室主査 ボランティア団体との協働につきましては、吹田の樹木ガイドというプロジェクトがございまして、ボランティアさんに樹木のガイドをお願いしていると、そういうったプログラムがございます。

そういうた活動への評価についての比重でございますが、一応100点満点とする中で、40%の配点を占める中での10点のところで、議案参考資料の128ページに評価選定基準がございますけども、そちらに記載をさせていただいております。

○石川 勝委員 そうですね、具体的なプロジェクトにつきましては今100分の10点ですから、1割のことを実際のプロジェクトで実施していただいていると。一方で、評価基準でいきましたら、大きな項目の6番で、センターの設置目的における市民協働への取組がされているかどうかという項目で配点が8点ということで、100分のうちの8点がその目的の中での市民協働についてとなっていることの整合性について問われているということだと思います。この点数が高いのか低いのかは置いといたとしてもですね、やっぱり本来の設置目的のところにそれがあるということをしっかりと今回も御認識いただいた上で評価点数のシートだと思いますけれども、ここは今後そういうウエートを上げるのかどうするのかということも含めて御検討いただきたいという趣旨でお伺いをいたしました。

続いてですね、選定委員について、吹田市の指定管理制度のガイドラインに基づくと、市民代表につ

いては、選定委員に入るというふうな一定の方針があると思いますが、市民代表についてはどうなってるんですか。

○白井洋平公園みどり室主査 選定委員の人数につきましては、花とみどりの情報センターの条例において5人以内で組織するというのがまず決まっております。その中で、花と緑に関して専門的知識または経験を有する者が2名、学識経験者、都市計画やまちづくり分野が2名で、税理士が1名ということで計5名の構成になっております。

○石川 勝委員 先ほど申し上げました市民協働ということで、そういうことを目的として重きを置いているという部分、当初のときからなんですけども、この選定委員に市民代表が入っていないということかと思いますけれども、これはそういったガイドラインというかそういう選定の基準を設けているという御説明でしたけど、それ、どうなんかなって疑問があるんですが、なぜ市民代表を入れないのかという理由というのは教えてもらえますか。

○陣門泰輔公園みどり室参事 市民代表につきましては、先ほど申しました学識経験者の中で、そういう市民活動に非常にたけた方がおられまして、その方にこういう選定をやっていただくということで、入れなかつたという形になります。

○石川 勝委員 非常に学識経験者は専門性が高かったり、税理士の先生はお金の面でということは分かるんですけど、市民協働・参画をめちゃくちゃ進めていこうというふうな、もともとは直営でやっていたけれども、やっぱり民間の力とか地域の力とか借りていこうということだと思うんですけどね、そこに市民代表が入ってないというのが違和感あるんですが、確かに学識経験者の方に高い専門性、これは当然分かるんです。私が聞いているのはその市民代表が入らないという意図はどこにあるのかということを聞いてるんですが。

○真壁賢治土木部長 今、貴重な御意見を頂いたと思ってます。我々としてはそこを触っていこうと思うと、条例にまで踏み込んでやっていかなきゃいけないと思いますので、条例制定当初から時代も変わってますので、その条例の解釈で済むのか、中身を変

えていくのかということも含めて、現時点では、お答えとしては条例に基づいてやっていますというお答えになろうかと思いますが、この先でいいと、少しそこはその解釈の範囲、もしくはその先の改正の方向性も含めて検討していきたいと考えております。

○石川 勝委員 ゼひ御検討いただきたいと思います。冒頭のほうに申し上げました我々としても若い頃ですね、ごみがめちゃくちゃ捨てられている状況で、吹田市を花でいっぱいにしたら、そこにごみを捨てる人も減るやろということも含めたりね、いろんな形でいろんな市内の多くの方々を巻き込んだ運動を展開してきたということで、そういう思い入れがあってですね、あのときにすごく盛り上がりもできたりし、各公園をボランティアの皆さんで花壇とかをやってもらったりということで、役所の当時の職員にも本当にお世話になって、みんなで力合わせてやったという思い出があります。そういうことを含めて、より充実したもの求めさせていただければと思います。

続いて、視点変わりますが、第三者モニタリングを行う委員と指定管理者候補者の選定委員会のメンバーというのは重なってませんよね。念のため確認です。

○白井洋平公園みどり室主査 今回の選定委員の方々と、第三者モニタリングの先生方で重なってる方につきましては、お一人いらっしゃいます。あの4名は新たにお願いしている方々でございます。

○石川 勝委員 それは誰なんですか。

○白井洋平公園みどり室主査 委員長の大坂産業大学の川口先生です。

○石川 勝委員 委員長という重要なポジションを担ってくださっている先生がモニタリングもするということのメリットとデメリットが両方あると思うんですね。それと利益の相反関係についても気になるところがあるんですが、どのように捉えているか認識をお聞かせください。

○小原達男公園みどり室参事 市の庁内のルールによりまして、第三者モニタリングの委員というのは基本的には選定委員会と同じになっております。

今回、新しい選定をするに当たりまして、前回の5人の委員の中から、年齢的なこととか、あと、いろんな点で検討しました結果、数名の方、4名の方の中の会計士も含めてですけれども、交代をさせていただいて、その中で比較的若い川口先生に今回委員に残っていただいたということは、これからのはなみどの将来を考える中では、非常に有益だと思いましたので、結果的に川口先生に残っていただいたということになります。

委員がおっしゃっているように、悪い意味での弊害はないように、そこも吟味した上で、そういったことにならないということは川口委員のほうにも十分確認をしていただいて、我々がどういった将来のはなみなどを考えているのかということについても御説明させていただいて、十分に御理解の上で残っていただいてますので、悪い意味での弊害はないと考えております。

○石川 勝委員 まさにそこを気にしております。せっかくいろんな思いでやってくださっているのに、そういうことを何か他者から誤解されるようなことがあってはならないなと思っています。ですので、委員のいろいろなお立場の中で、例えば利益に何かいろいろつながるとか、そう疑がわれるような場合は辞退するという規定とか、議事録で残しておくという形で、せっかく御協力いただく先生方の立場もしっかりとお守りをさせていただいた上での進行について、今確認させていただきましたので、それで進めていただければというふうに思っております。

一旦、置きます。

○竹村博之委員 まず、この指定管理委託料についてですね、毎年同じ額だということで、そういう御指摘というか御意見もありまして、御答弁されてますけど、この指定管理委託料の根拠ですね、人件費が大体でいいんですけど、何人抱えられて、人件費が何ぼですか。

○白井洋平公園みどり室主査 指定管理委託料の中の根拠ということで、人件費に当たるところでございますが、大体1,500万円から1,600万円程度が人件費に該当するものでございます。

○竹村博之委員 1,500万円から1,600万円、これは管

理経費の提案額というと、毎年2,587万円ですね。そのうちの1,500万円ということでおよろしいんですね。

○白井洋平公園みどり室主査 委員のおっしゃるとおりでございます。

○竹村博之委員 この人件費は何人分でいいんですかね。

○白井洋平公園みどり室主査 5人になっております。

一応内訳としましてはセンター長、責任者の方がお一人で、あとはアルバイトといいますか、そういった方々として、一応4名ほどを想定した積算になっております。

○竹村博之委員 ということはセンター長が一定の待遇をされて、あとアルバイトということでなっていると思いますが、他の指定管理の管理経費を見てみると、この間の物価高騰とか人件費の高騰で、毎年上げて計算をしてやられているんです。この事業の評価シートを見てみると、2021年、2022年の収支が赤字になってるんですよね。それまでは自主事業の項目がなくて、その後、自主事業が令和4年度ということで、2022年から自主事業の項目が入って、そこで自主事業の数字が入って、それでも赤字のときもありますし、2023年は黒字ということですね。

そういう点でいうと、自主事業をある意味しっかりやらないと赤字体質というんですかね、そういう傾向にあるんじゃないかなというふうに感じるんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○白井洋平公園みどり室主査 委員のおっしゃるように、指定管理業務だけ見ますと赤字になってございますが、赤字の幅から言いますと、さほど大きな赤字にはなっていないと。そういったところを自主事業、園芸用品の販売というのをあそこのセンターでやっておりますけれども、そういったところで努力をしていただいて、トータル収支は黒字でやっていただいているのかなというふうに思っております。

○竹村博之委員 心配なのは自主事業をやらないと赤字に落ちてしまうというんですかね、市との約束事で決めた仕事だけでは、赤字体質になってしまうということで、自主事業に力を入れてやらないと、なかなか収支が合わんということになてしまう。要

は本来しっかりやってほしい、約束した事業がおろそかになって、一定後退をして、自主事業のところに力を割いていく、そういうことにならないのかなということがあるので、もちろん毎年協議をして、管理経費については提案していくということなんですが、その辺のところ大丈夫なんでしょうかね。

○川本賢治公園みどり室主幹　自主事業につきましては募集要項のほうで、指定管理業務の妨げにならない程度と規定しておりますので、指定管理業務に影響の出ない計画をやっていただくことになっております。

○竹村博之委員　やっぱりそういう決まりになっているんですね。先にそういう規定を設けておかないと、なかなかこの指定管理委託料だけでは厳しいかなという、そういうことは前提として今回提案されている部分もあるというふうに理解してよろしいですか。

○陣門泰輔公園みどり室参事　委員おっしゃるような自主事業ありきでやるという形と捉えられることも可能性としてはあるなとは思いますけれども、意図してそういうふうにやっているわけではないというのを御理解いただきたいと思っています。

○竹村博之委員　しっかりやっていただいていると思うんです。ただ、この間の指定管理者の指定に当たって、この花とみどりの情報センターもそうですが、1者しか応募がないとかですね、あるいは撤退をするとかね、そういうことも引き起こっておりますので、今回のこの事業者さんについては蓄積もあるし、これからもね、吹田の緑の施策に当然しっかり貢献していただけるとは思うんですけど、何せ、そういう社会情勢、経済情勢ですから、そういう後退をするようなことにならないように、しっかり見ていただいて、事業者ともしっかり協議も含めてやっていただくということが必要かなと思いますので、その点を述べさせていただきました。

これは指定管理者を募集するに当たっての資料として出されているのかなと思うんですけど、業務実績値というのがあるんですけど、決して右肩上がりに全てのことが進んでるようにもなっておりませんし、参加者の部分もなかなか厳しいというんですね、必ずしも上を向いてるというようなことにもな

ってない、そういう傾向も見てとれますので、ぜひ事業者の方がしっかり事業に取り組めるよう注視をしていただいて進めてほしいなというふうに思います。

以上です。

○久保直子副委員長　先ほどまでの他の委員の質疑を聞かせていただいておりまして、少し気になったところを質問させていただきます。

平成28年から日比谷アメニスさんがこちらの指定管理者になられて10年がたとうとしているということで、5年後もまたほかに応募者がおられない中で、どういった選定になるのかというところを皆さん懸念されてるんかなというふうに思ったんですけども、まず、この日比谷アメニスさんが良いとか悪いとかそういうことではなく、教えていただきたいんですけども、実績を評価するために第三者モニタリングというのを設置されていると思うんですけども、前回令和6年11月26日だったかなと思うんですが、2時間ぐらい会議をされていたと思うんですけども、この第三者モニタリングの頻度というのはどのくらいで、これまで何回ぐらい行われたんでしょうか。

○白井洋平公園みどり室主査　第三者モニタリングの頻度につきましては、2年に1回という頻度になってございますので、指定管理期間が5年なので、そのうち2回は実施しているような頻度になってございます。

○久保直子副委員長　分かりました。そこで出たことが次にまた改善点として生かされてというような形になる仕組みになっているのかなと思うんですけども、日比谷アメニスさんの改善努力姿勢といったところは、土木部ではどのように評価されているんでしょうか。

○白井洋平公園みどり室主査　改善点につきましては、第三者モニタリングの提言を受けて、先ほどの子育て世代を対象に力を入れることといったことに対しては、即対応を事業者さんのほうではしていただいている。どんなことかというと、センターの中に子供用のテントを置いたりとか、絵本を置いたりとか、そういう工夫、すぐできることは即座に対応

いただいているので、評価しているものでございます。

○久保直子副委員長 課題としてまだ残っている部分って、どんなことがあるんでしょうか。

○白井洋平公園みどり室主査 課題につきましては、利用者がだんだん固定化されております。緑に興味のある方が利用している流れになりつつありますので、新たな利用者を獲得するということで先ほどの子育て世代もそうですし、植物に興味のある男性の方もいらっしゃいますので、そういった新たな利用層を獲得するためのいろんな施策を期待しております。

○久保直子副委員長 課題に対しての対応が早かったり、課題がしっかり明確化されていますので、今後に期待していきたいなというふうに思います。

続いて、選定委員のことについて質問させていただきます。5名の委員さんがおられるんですけども、前回も同じように委員をされていた方、前々回もされていた方はこの中におられるんでしょうか。

○白井洋平公園みどり室主査 前回入っていた先生は、先ほども申し上げました大阪産業大学の川口先生がお一人入られてました。前々回につきましては今のメンバーの方々はおられません。

○久保直子副委員長 分かりました。

続いて、この委員が実際に現場に足を運ぶ、イベントに参加されたりですか、センターの所在地に行かれて、センター長とお話しをされたり、ふだんの日常をしっかり見るというようなことは実際にされたりしておられるんでしょうか。

○中平智也公園みどり室係員 委員長であります川口先生は樹木ガイドとかでも、まちの木プロジェクトの会議ということで、現地に来ていただきまして、現指定管理者のセンター長とも会議を年に1回ほどさせていただいているところでございます。

○久保直子副委員長 川口先生が日頃より密接というたら言い過ぎかもしれないですけれども、コミュニケーションを取られながら一緒にされてるというようなことなのかなというふうに思いましたが、やはり、同じ指定管理者が続いているということはいい意味でも捉えられますし、もしかしたら、いろんな

見方もされることもありますので、今後、市民の皆様にとってよりよい花とみどりの情報センターとなるように、今日はいろんな意見が出たと思うんですけれども課題を解決するような形で見ていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○白石 透委員 評価項目のほうは変わっているかという質問なんんですけど。前回と比べてこういうのが新しく入ったよとか、これがなくなったよとか、そういうのはあるのかなという質問です。

○白井洋平公園みどり室主査 選定基準、評価項目につきましては、基本的に前回と同様の内容になってございます。

○白石 透委員 確かに大事なことを評価項目に挙げていると思うんですけど、先ほど答弁の中で出てた新しい参加者、例えば私の地元で、毎年小学校でチユーリップを植えたり、あるいは近くの保育園でくわいを作ったんですよ、今年の6月ぐらいか。先週ぐらいに刈り取りをしたんですけど、例えば、私たちみたいな年代で、くわいを育ててね、定年退職した方に料理教室なんかを開いてもいいんじゃないかなと今勝手に思ったんですけど、そういう新しいものをしてみる。項目もイベントをするとしかないから。

意見になるかもしれませんけども、そんなんをもう少し考えたらいいんじゃないかなと思って、現状がいいとか悪いとかじゃなくて、時代は変わってるじゃないですか、ちっちゃい子がくわいを植えてそれで喜んでます。我々の年代が定年退職して、することない。私なんかね、何していいか分からん。料理教室だったら行くかなとか思ったりして。そういうのを加味してもらってもいいんじゃないかな。

置いときます。

○井口直美委員 先ほどの竹村委員の質問がすごく気になっていて、先ほど、職員は一人センター長がいらっしゃってバイトが4人で回されてる。利用者も固定化してきているということで、赤字がずっと続いている、この事業者は努力をされていて、本当に努力をしていて、何とか赤字すれすれか黒字かという中で指定管理を担っていただいているという状況で

ですが、竹村委員の質問でよく分かったんですけど、今後変えていただきたいなという思いでお話しさせていただきたいんです。

2者が話を聞きに来られたけど1者は辞退されて、その理由が採算的なことというのも理由にある。にもかかわらず赤字が続いている、利益が上がらない。たくさん上げる必要はないんですけど、何とか黒字になるか、そういう状況で指定管理を受けていただく。ここも本当に大変な状況で頑張っていただいているというのもある。自主事業のウエートを評価点数で見たら2点しかないんですよ。ここをもう少し上げていただいてね、そして、自主事業もいろんなことをしていただいたら、また新たな市民の参画という可能性もありますしね。やっぱり民間の力というのを信じていただいて、少し視点を変えて、評価点数も少し変えて、方向性を広げてみたらいいんじゃないかなというふうに思いました。部長がレベルを下げたくないというのとは違うんじゃないかなと。その思いは分かった上で、もう少しこの民間のいろんな発想を取り入れるような評価項目も含めてやっていただきたいなと思いましたので、次回は変えていただけることを期待して要望とさせていただきます。

○竹村博之委員 確認ですけど、毎年いろいろな協議をして、指定管理委託料を当然必要であれば上げるということも加味した提案になってるんですよね。そこだけ確認させてもらえますか。何かこのままで大丈夫なのかなと思うんですけど。ここだけなんでしょう、指定管理に関して他の部局も提案をいろいろされてますけど、ずっと同じ額で5年間となっているのはね。

○川本賢治公園みどり室主幹 事業者からの提案書なんですが、提案書につきましても指定管理委託料は一定で提案されておりますので、基本それで5年間やっていただくことになろうかなと思いますけども、急激な物価上昇等につきましては協議させていただこうと思っております。

○高村将敏委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第115号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第115号を採決します。

議案第115号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第115号は承認されました。

○高村将敏委員長 暫時休憩します。

(午後0時3分 休憩)

(午後1時5分 再開)

○高村将敏委員長 委員会を再開します。

次に、議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 まず、今回のこの損害賠償額の件なんですが、議案書等に載っていないということはないということだと思うんですけど、人的被害はなかったということでおろしかったでしょうか。

○篠田直宏環境政策室主幹 人的被害はございません。

○川田 尚委員 それで今回のいわゆる過失割合といふんでしょうか、これはどのような形になりますでしょうか。

○篠田直宏環境政策室主幹 過失割合ですけども吹田市が10、相手がゼロで、10割吹田市が悪うござります。

○川田 尚委員 分かりました。

調べてみると、当日は台風ですかね。御存じかと思うんですけど、八丈島で大雨特別警報が出ていたという日でございまして、吹田市でもですね、風速を調べてみると、大阪府にはなるんですけど、通常よりやっぱり風が強かったんじゃないかなというふうに思っております。それでいきますと、助手席のドアを開けたままにしておいた状態でドアがあおられて、隣の車に当たったということで、当たり方にもよる、当たる場所にもよるかと思うんですが、

この金額というのが私も詳しいわけではないんですけど、レンタカ一代も含めて妥当性といいますか、この金額をどのように理解してよろしいのか。差し支えなければ相手側の車種等も含めてお教えいただければと思います。

○篠田直宏環境政策室主幹 修理代金につきましては議案参考資料のとおり、修理費用31万3,500円、代車費用46万円の計81万3,500円になっております。この修理費用なんですけども、傷が縦に15cmほど入っておりまして、修理費用については、その塗装代となっております。代車費用につきましては代車がベンツのCクラスを20日間レンタカーとして使っていただいたものですので、46万円となっております。

なお、相手方の車両なんですけども、ベンツのEクラスとなっております。

レンタカ一代ですけども、先ほど46万円と申し上げたんですが、すみません、50万円の間違います。

○川田 尚委員 承知しました。

事故が起こってしまったということに関して、恐らく今後気をつけるという部分で環境部だけの問題ではないんですけど、こういう事例があったら、その事例を次に起こさないということが一番大切かと思ってます。その辺り、指導という言い方がどうかと思うんですけど、今後気をつけるように注意の徹底をしていただきたいのと、それから当事者の職員も決して故意ではないというふうに私も理解していますので、その辺り反省されているかと思いますんで、ケアという部分を特に環境部の幹部職員の方にお願いしたいと思いますので、私からの要望とさせていただきます。

からは以上です。

○竹村博之委員 確認だけですけど、軽自動車を降りる際に、助手席に座ってた職員が降りたときにという意味ですね。

○篠田直宏環境政策室主幹 助手席の者が事故の当事者になります。

○竹村博之委員 基本の安全対策ということだと思うので注意していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○高村将敏委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第100号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第100号を採決します。

議案第100号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は承認されました。

---

○高村将敏委員長 以上で、建設環境常任委員会を閉会します。

(午後1時10分 閉会)